

北杜市保育園充実プラン

令和3年4月改訂

山梨県北杜市

目 次

1	はじめに	1
	(1) プラン策定の趣旨・背景等	1
	(2) プランの位置づけ	1
	(3) プランの期間	1
2	これまでの取組状況	1
3	保育園充実プランについて	3
	(1) 北杜市における保育園等の現状	3
	(2) 北杜市における公立保育園の充実に向けて	5
	(3) 保育園の適正規模・適正配置の推進	6
	(4) 保育園の機能強化	8
	(5) 保育の質の確保・向上	10
	(6) 保育料の適正化	12
3	おわりに	13

1 はじめに

(1) プラン策定の趣旨・背景等

本市では人口減少や急速な少子高齢化が進展する中、子どもの数が減少傾向にあり、出生数は、平成18年に297人と初めて300人台を割り込んで以来、徐々に減少しており、令和2年は210人となっている。

また、合計特殊出生率は平成17年に1.31であり、令和元年は、1.35となっている。これは国の1.36や山梨県の1.44と比べると下回っており、保育園の入園者数も年々減少していくことが予想される。

一方で、厳しい経済状況などから共稼ぎ世帯は増加傾向にあり、低年齢児を中心として保育園に対するニーズは高まっている。

このような中、北杜市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市が独自の施策として、平成21年度から保育料第2子以降完全無料化を実施している。

この取り組みが契機となり、低年齢児を中心に保育園への入園率は増加している状況にあるが、保護者のニーズも多様化し課題も多い。

これら課題に適確に対応し、市立保育園についてこれまで以上に充実させるため、平成22年度に「北杜市保育園充実プラン」を作成し、子どもの健やかな成長を実現することを目指し、子育て世代に魅力ある保育園づくりに取り組んできた。

しかし、施設の老朽化や保育士の不足などまだまだ多くの課題が残されている。

こうした現状を踏まえ、子育て世代が住んでよかった、住んでみたいと思う活力あるふるさとづくりを進めるためには、「北杜市総合計画」に基づいた取り組みが重要であるとともに、「第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画」など他の計画と連携する中で、引き続き保育園の充実を推進して行かなければならない。

「第2次北杜市保育園充実プラン」が期間満了を迎えるに当たり、市立保育園の更なる充実を総合的かつ計画的に推進するため「北杜市保育園充実プラン」を改訂する。

(2) プランの位置づけ

○ プランは、第2次北杜市保育園充実プランを承継するものであるが、本市を取り巻く内外の情勢の変化、急激な社会変化に対応するため改訂するものである。

○ また、令和2年3月に子どもたちの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として策定された「第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画」においても、「就学前教育・保育および子育て支援サービスの充実」を図ることとしており、プランはこれを受けたものである。

(3) プランの期間

本プランの計画は、プラン策定後の社会情勢の変化や国の制度改革等に対して、柔軟に対応し、随時見直しを行う。

2 これまでの取組状況

「北杜市保育園充実プラン」のこれまでの取組状況について、基本施策ごとに進捗の把握及び評価を行った。以下、結果の概要を示す。

① 保育園の適正規模・適正配置の推進

入園人数について、30名以下となっている又はなることが予想されるなど一定の集団規模が確保できない保育園において、分園化に取り組んだ。

その結果、平成25年度から高根地区の4つの保育園のうち、さくら保育園をしらかば保育園の分園とし、長坂地区の4つの保育園のうち秋田、小泉、日野春を、長坂保育園の分園とした。

一方で、統廃合については、施設の老朽化が進み、日常の保育に支障が生じるような状況の園、入園の児童数が30名以下となる又は予想される園、分園の園児数が継続的に20名を割ることが見込まれる園については統廃合を検討することとし、長坂保育園秋田分園は、平成27年度の入園希望がなかったことから休園としたところである。その他の分園についても園児数の推移をみながら検討を行う。

また、保育園バスについては、現状の運行を継続する。

なお、適正配置として、令和元年8月は、いずみ保育園の建て替えによる新園舎の完成、令和4年4月は、小淵沢西保育園、小淵沢東保育園の統廃合による新園舎が完成予定である。

② 保育園の機能強化

多様な保育サービスの充実において、時間外保育については平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、保育標準時間（1日11時間）が設定され、本市においては、制度の移行に迅速な対応を行ったことから、保護者の就労時間等に合わせた受入を行ったほか、病児・病後児保育の実施については、長坂保育園秋田分園において、平成28年1月から開設し、平成30年度から県内の施設との相互利用を可能とした。現在県内16施設の利用が可能である。

一方で、認定こども園制度のモデル的活用の検討においては、市内に幼稚園がないことから、既存する保育園に幼稚園機能を持たせた「保育所型認定こども園」を平成28年4月から開園した。

開園に当たっては、本市の広い面積を考慮し、茅ヶ岳・みずがき山エリア、八ヶ岳南麓エリア、甲斐駒ヶ岳エリアに各1施設を設置することとし、施設面の整備を行い、須玉保育園を須玉保育園・南部こども園に、長坂保育園小泉分園を小泉保育園・北部こども園に、白州保育園を白州保育園・西部こども園に移行した。

また、地域子育て支援の強化においては、利用者のニーズ調査に基づき、白州保育園内の子育て支援センターの実施日を週3日から週5日に増やしたほか、認定こども園の開園に伴い、小泉保育園・北部こども園に新たに子育て支援センターを増設することとし、地域に開かれた保育園の充実を図った。

③ 保育の質の確保・向上

保育の質の向上には、保育士の確保が重要であることから、効率的な雇用管理を行うため、平成23年度に「保育園人材バンク」を創設し、また平成24年度に開設された「ほくとハッピーワーク」の活用を行ったほか、給与等の処遇面においては、近隣市町村と比べ低レベルにあることから、賃金の増額、休暇の優遇

等の検討を進め、保育士の確保に努めた。

一方で、平成27年度から保育サービスを充実させるため、保育士を補佐する補助員の設置を進めた。

また、保育士等の資質・専門性の向上においては、各専門機関の研修会に積極的に参加を促した。

なお、子どもの健康及び安全の確保においては、「危機管理研修」を通じ保育や設備面の見直しを行うとともに、防犯カメラの設置、災害時に備えた無線機の運用など各園の安全面での強化に努めた。

④ 保育料の適正化

平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の中で、新しい国の基準額が示されたことに伴い、利用者にとって負担増とならないよう、これまでと同様の水準の軽減を目安として保育料を設定した。

一方で、多子世帯への経済的負担の軽減を目的とした「保育料第2子以降完全無料化」については、本市の特色ある子育て支援策として継続して実施した。

3 保育園充実プランについて

(1) 北杜市における保育園等の現状

① 保育園等の設置・入園状況

○ 令和3年4月1日現在、市内には、認可保育園として公立保育園15園（うち1園、長坂保育園秋田分園は休園）、公立病児・病後児保育園1園、私立保育園2園、私立家庭的保育施設1園、私立事業所内保育施設1園が設置されている。

総定員数は1500人（うち公立保育園1347人）であり、入園児童数は1074人（うち公立保育園938人）である。入園については、私立保育園または年度途中の入園希望者においては第1希望の保育園に入園できない状況もあるが、待機児童は存在していない。

② 保育園施設の状況

○ 市立保育園においては、昭和50年代に建設されたものも多く、施設面や設備面で老朽化が指摘されている施設もあり、安全の面から早急な改修、修繕等が必要な保育園が存在している。

○ しかしながら一方で、施設の耐震状況については、新しい建築基準法の施行前に建設された6園について、既に耐震診断を実施しており、耐震性がある旨の判定を受けている。

○ 市立保育園は、園児の安全を優先に考え、部分的な修繕を実施している状況であるが、計画的な施設整備を進めるため、平成29年12月に「北杜市立保育園整備計画」を策定した。

③ 特別保育の状況

- 女性の社会進出の増大や就労形態の多様化、核家族化の進展などに伴い、市でも、通常保育に加えて、一時保育や休日保育などの特別保育の充実に努めている。

(通常保育)

- ・ 午前7時半から午後6時半までの11時間の範囲において、保護者の就労等に合わせ、保護者の申請に基づき、保育を実施している。
一方、開所時間が11時間を超え保育を実施する延長保育については、実施していない。
また、土曜保育については、認定こども園3園及び、わかば保育園において集合保育として実施している。

(一時保育)

- ・ 一時保育は、保育園に入園していない児童を対象に、保護者の疾病や育児疲れ等により緊急又は一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育園において一時的に保育を行うものであり、本市では私立保育園も含めた市内全園において生後6ヶ月以上の児童を対象に実施している。

(休日保育)

- ・ 休日保育は、市立保育園に通園している児童で、保護者の就労などにより平日に加え、休日も家庭での保育が困難な場合において、当該家庭の児童に対し、休日に保育園において保育を行うものであり、本市では長坂保育園において3歳以上を対象に実施している。

(病児・病後児保育)

- ・ 病児・病後児保育は、保護者が就労している場合等に子どもが病気で自宅での保育が困難な場合に、保育園等において病気の児童を一時的に保育するものであり、本市では長坂保育園秋田分園で生後6ヶ月から小学3年生までの児童を対象に実施している。

④ 保育園の運営費

- 市として保育園の運営については、令和2年度決算における歳出で見れば、全体で約10億8300万円の費用がかかっている。これを歳入で見れば、保育料、国・県からの補助金を除き、市の一般財源は約9億円（一部が入園者数に応じて交付税措置）となる。

- なお、保育料については、保育料の第2子以降完全無料化に加えて、保育料を徴収している第1子についても国が定める徴収基準額表よりも低い基準を設定し、負担軽減している。

(国基準と比べると階層により20%～50%の減額)

⑤ 国・県の保育施策の動向

- 国においては、三位一体改革の中で、平成16年4月から公立保育園の運営費が一般財源化され（地方交付税措置）て、国や県から運営費負担金が支出されるのは私立保育園だけとなっており、全国的には公立保育園を運営することへの財政的な負担感が重くなり、公立保育園の民営化を進める自治体も出てきている。
- また、就学前の子どもを預かる施設である保育園と幼稚園の一体化を進める観点から、小学校就学前における教育・保育・保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的として、認定こども園の制度が創設され、平成18年10月にスタートしている。
- その後、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、市町村が実施主体となり、幼児期の教育・保育、子育て支援の拡充、地域に応じた子育て支援を推進していくこととされた。
- このような中で、平成28年4月からは多子世帯・ひとり親世帯等の保育料の負担軽減を図るため、制度が拡充される所であり、県においても第2子の3歳未満児の保育料について無料化を実施するなど、子育て支援施策を充実させている傾向にある。
- 令和元年10月に子ども子育て支援法の一部改正が行われ、幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て世帯への経済的な支援を図った。

(2) 北杜市における公立保育園の充実に向けて

- 市内の公立保育園については、ここ数年は、経済状況の変化による共働きの増加等が契機となり、低年齢児を中心に保育園入園率が増加しているが、少子化に伴う入園者数のさらなる減少が予想されることから、これを見越した保育園の適正規模・適正配置の推進が求められる。
- 一方で、共働きの増加やひとり親家庭の増加など通常の保育だけでは対応しきれない児童が増加しているため、多様な保育サービスの充実が求められている。
全国的には児童虐待の問題など子どもをめぐる様々な問題が指摘される中で、保育園における保育の質の確保・向上も喫緊の課題である。
- また、公立保育園の運営費が一般財源化されるなど、国の保育施策はめまぐるしく変わる中で、市としては、保育料の第2子以降完全無料化等子育ての経済的な負担軽減の措置を講じ、子育て世代から評価を受けている。
保育料を徴収している第1子についても、国基準よりも大幅に負担軽減し

ているが、高額所得者ほど軽減幅が大きい現状があることから、これについては、改善を行い、高額所得者については応分の負担を求める必要がある。

- 施設面においては、昭和50年代に建設された市立保育園を中心に老朽化が進んでいる状況にあり、児童の安全の面から計画的な改修、修繕等が必要であるため、平成29年12月に「北杜市立保育園整備計画」を策定した。

○運営面においては、指定管理を含めた、民間委託について、検討を行う。

- プランにおいては、北杜市子ども・子育て会議の答申を踏まえつつ、これらの課題に的確に対応し、市内の公立保育園においてより良い保育を継続的に実施するため、前プランを継承し、次の4本柱で施策を推進することとする。

- ① 保育園の適正規模、適正配置の推進
- ② 保育園の機能強化
- ③ 保育の質の確保・向上
- ④ 保育料の適正化

(3) 保育園の適正規模、適正配置の推進

市として、保育園の適正規模・適正配置の推進の観点から、市内の公立保育園は、次のような基本原則に基づき、見直しを推進する。

1 基本原則

ア 見直し対象

次のいずれかに該当する保育園については、見直しを検討する。

- (1) 施設の老朽化が進み、日常の保育に支障が生じるような状況が発生している保育園
- (2) 入園人数について、30名以下となっている又はなることが予想されるなど一定の集団規模が確保できない保育園。

イ 見直し方法

保育園は、働く保護者の支援に必要な施設であり、きめ細やかな保育が必要なことから、入園人数にこだわらず、地域の実情やニーズ、小学校の配置等に十分配慮しつつ、慎重に検討を行い、分園化や保育園の統廃合等必要な措置を講じる。

ア) 分園化

- 見直し対象(2)に該当し、かつ、本園となる保育園との距離が車で30分以内の保育園は、本園と一体的な運営が行えると考えられることから、原則、分園化の対象とする。

なお、分園化に際しては、国が示す「保育所分園の設置運営について」の内容を踏まえるものとする。

- 分園化の内容については、次のとおりとする。
 - ① 本園と分園の距離は、本園と一体的な運営を行える車で30分以内の距離とする。
 - ② 分園の規模は、本園と一体的な運営を行える30名程度とする。
 - ③ 本園の園長が分園の管理を行い、分園には園長を配置しない。
 - ④ 園の運営を円滑にするため、本園・分園に主任として経験豊富な職員を副園長としてそれぞれ配置する。
 - ⑤ 入園については、原則、本園への入園を基本とするが、利用者の居住地等に配慮することとし、分園への入園を可能とする。
 - ⑥ 分園においては、原則、土曜日及び休日の保育は実施しないものとする。
 - ⑦ 行事等については、原則、分園は本園と共同で実施するものとする。
 - ⑧ 安全な給食を提供するため、分園の給食については、引き続き分園で調理する。
 - ⑨ その他分園における運営において、検討が必要な場合には庁内に検討会を設け、調整するものとする。

- 分園の園児数が継続して20名を割り込むことが見込まれる場合は、当該分園について休園又は廃園を検討する。

イ) 統廃合

- 見直し対象(1)又は(2)のいずれかに該当し、分園化の要件に該当しないものについては、地域の実情に十分配慮しつつ、原則、統廃合を行う。

- 統廃合の検討に当たっては、次の手段により、対象の保育園の現状等を総合的に判断し、検討を行う。
 - ① 他園への統合による単純な廃止
 - ② 既存施設の増築による統合
 - ③ 園舎の新設による統合

- 既存施設の増築による統合又は園舎の新設による統合を行う場合については、統合保育園の定員規模について十分に検討して統合を行うものとする。

ウ 留意点

分園化又は統廃合の検討を行う場合は、児童数の見通しを踏まえ、庁内検討会を設け、以下の点に留意し検討することとする。

- ① 保護者をはじめとする関係者の意見を十分に聴取すること。
- ② 統廃合又は分園化により、待機児童が生じないように十分に注意を払うこと。
- ③ 保育園は、働きながら子育てを行う世帯にとって重要な施設であること

から、各地区内に最低一園が存在するよう配置すること。

- ④ 小学校の配置を十分に踏まえること。
- ⑤ 北杜市子ども・子育て会議に諮問し、決定すること。

2 具体的な見直し

上記基本原則を踏まえつつ、本プランの計画期間内において、次の園は見直しを行う。

(高根地区)

- ・ わかば保育園については、ここ数年入園児童数が30名を割り込んでいることから分園化又は統合を検討することとする。
当園においては、観光地であり自営業の多い地域であることから、地域状況や保護者の就労状況に留意し検討を進めることとする。
- ・ しらかば保育園さくら分園については、ここ数年入園児童数が25名前後で推移していることから、休園やしらかば保育園への統合を検討することとする。

3 その他ー保育園バス

- 保育園バスについては、現在、小泉保育園・北部こども園、白州保育園・西部こども園、武川保育園の3つの保育園において、特段の費用負担を求めず、運行している。
- この状況については、公平性の観点から問題があるとの指摘があることから、抜本的な見直しを行うこととするが、働きながら子育てをする世帯への支援は重要であり、子育て世帯の移住・定住の推進においても保育園の充実が必要であることから、子育て支援施策と総合的に検討を進めることとする。
- 検討会に当たっては、保育園バスは通園時だけでなく、園外活動時に市内全園が活用している状況などを踏まえ、幅広い視点から検討することとする。

(4) 保育園の機能強化

(多様な保育サービスの充実)

- 共働きの増加など就労状況が多様化する中で、保育ニーズも多様化してきており、延長保育や休日保育の充実を図ることが必要であることから、次の点に関し検討を行う。
 - ・ 現在の保育時間となる午前7時半以前及び午後6時半以降の延長保育の実施について
 - ・ 土曜保育については、利用者数が少数であること、また保育士の確保が必要となることから、保護者の理解のもと、認定こども園3園において実施することとするが、利用申込の状況により、受入を行う園の見直しを行う。
 - ・ 休日保育の実施園の増設について

- 検討に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ・ 保護者のニーズを調査すること。
 - ・ 市の財政状況を踏まえ、適切な利用者負担について検討すること。
 - ・ 保育士の確保が必要となることから、保育士の手当等処遇について検討すること。
 - ・ ファミリー・サポート・センターや病児・病後児保育園との連携など、他施策と併せて検討すること。

- 病児・病後児保育園の運営については、利用状況等を検証し、定員、開設時間等の検討を行うこと。

(地域の子育て支援の強化)

- 保育園は地域に身近な子育ての拠点として、これまで以上に地域に開かれた保育園として運営していくことが必要である。

- このためには、特に、保育園就園前の子どもとその保護者が集い、交流する場である子育て支援センターの情報発信や相談体制など機能を強化し、つどいの広場と連携する中で、運営方法の充実を図る就園前の子どもとその保護者の交流の場としての運営内容を充実させる必要がある。

- 子育て支援センターの部屋の配置を見直し、利用者が利用しやすい、入りやすい工夫を図ること。

- また、父親などが参加しやすい土・日・祝祭日の開設について検討すること。

(認定こども園の拡大)

- 本市においては、市内に市立幼稚園が存在しない状況の中、児童の小学校入学を円滑に進めるため、認定こども園については、3園の入園児童数や他市幼稚園への入園状況を検証し、定員、設置数の増設など検討を行う。

(施設整備)

- 昭和50年代に建設された市立保育園を中心に老朽化が著しい施設が存在することから、児童の安全を確保し、円滑な保育の運営を図るため、「北杜市立保育園整備計画」を策定し、計画的な長寿命化、大規模化改修、建て替え等を行う。
なお、各地区内に複数保育園がある地域においては、単独での建て替えは原則行わないこととする。

- 整備に当たっては、合併特例債の起債可能期間となる令和7年度までを期間として整備の検討を進めることとする。
- 須玉保育園・南部こども園、白州保育園・西部こども園、武川保育園については、過疎対策事業債の活用について併せて検討することとする。

(具体的な検討)

- ・ 白州保育園・西部こども園においては、施設改修に多額の費用が必要となることが予想されることから、施設整備について検討することとする。
なお、しらかば保育園さくら分園においては、休園や統合についても併せて検討することとする。
- ・ 長坂保育園については、今後、受入児童数の増加により、施設面積が不足することも考えられることから、現在の園庭や駐車場を含めた敷地面積、日野春分園のあり方を踏まえ、増築について検討することとする。

(5) 保育の質の確保・向上

質の高い保育サービスを提供するためには、保育士の確保・資質向上等が必要である。

(保育士の確保)

- 会計年度任用職員（保育士）の処遇改善
本市においては、低年齢児の入園率が増加する中で、必要な保育士数も増加しており、慢性的に保育士不足の状況であることから、令和2年度から、会計年度任用職員として給与や休暇など処遇面において改善を行った。
- 保育実習生の受け入れ拡大
大学生などの保育実習生の受け入れを積極的に行い、雇用に努める。
- 一層の保育の充実、安全な保育の運営を図るため、積極的に男性保育士の確保に努める。
- 保育士のサポート体制の充実
保育士をサポートする保育補助員の配置など、保育士のサポート体制の充実を図る。

(保育士等の資質・専門性の向上)

- 研修への積極的参加
保育士の専門性を高めるため、各種の園外研修へ積極的に参加できるような環境整備に努める。また、様々な分野の専門性の高い外部講師を招いた研修や先進地への視察研修などを実施するように努める。

(保育実践の改善・向上)

○ 自己評価の推進

平成28年度からの人事評価制度の本格導入により、個々の年度内における目標を設定させ、目標達成度を自己評価及び内部評価を行うことにより、保育士の意識改革、保育力の向上を図る。

○ 情報技術の活用

子育て情報サイト「やまねっと」等を活用して、保育園の情報の積極的な発信に努める。

○ 保護者への対応の充実

保育士の重要な役割の一つとして、保護者との信頼関係を形成することがあげられるが、そのためには、保護者の考えや思いを受け止めつつ、コミュニケーションを円滑に行っていくことが必要である。このために、職員間の連携を図りつつ、保育園として保護者との望ましい関係構築に努める。また、保護者の保育に対するニーズも多様化する中、各保育園に設置した苦情処理窓口の活用推進を図る。

(子どもの健康及び安全の確保)

保育については、子どもの成長にあわせた日々の保育内容の充実が必要である。

さらに、教育ファームなど食育の推進や発達障がいも含めた障がいを持つ園児など特別の支援を要する子どもの保育の充実を可能な限り図っていくことが必要である。

○ 地域の食材を活用した安全な給食の提供に努める一方、各園での教育ファーム事業での野菜栽培を通じ、子どもたちの食に対する関心を高め、地産地消、食育の推進を図るとともに、子どもの健康な身体づくりにつなげる。

○ 保健・衛生面の対応の明確化

本市において策定した「感染症に対するマニュアル」と厚生労働省が策定した「保育所における感染症対策ガイドライン」を積極的に活用することなどにより、保育園において感染症やその疑いが発生した場合において、迅速な対応等に努める。

○ 子どもの健康面への対応の充実

園医による年2回の内科検診や歯科検診を実施するとともに、必要に応じて、園医に対して子どもの健康面での相談を実施してきたところであるが、今後も、市・保育園・園医の関係をより密にして子どもの健康面への対応の充実に努める。

一方で、子どもの健全な発達のためには、毎日の食生活が重要になってくるため、保育園と家庭の食生活を総合的にアプローチしていくよう、情報提供や

食事相談等の充実を図る。

○ 特別の支援を要する子どもの保育の充実

発達障がいを含めた障がいのある子どもなど特別の支援を要する子どもの保育については、加配保育士の配置に努めるとともに、5歳児相談などを通じ保育士と市の保健師との連携や他の機関との連携に努める。

○ 児童虐待の防止等のための地域の関係機関等との連携

保育園においても、児童虐待の予防や早期発見・早期対応等を行うため、北杜市要保護児童対策地域協議会などを積極的に活用し、子育て世代包括支援センターや児童相談所、医療機関など関係機関との情報共有等連携を推進する。

○ 子どもの安全面の対応の強化

子どもの安全確保は保育現場においては最優先事項であることから、これまで実施してきた交通安全教室や防犯訓練等の一層の充実に努めるとともに、火災発生時及び事故発生時、不審者、地震や台風など自然災害時の連絡体制などを強化し、安全面への対応を充実する。

(保育を支える基盤の強化)

○ 保育環境の改善・充実

園児の健全育成のためには、保育環境の改善・充実が必要であることから、必要な財源を確保し、施設面や設備面で一定の環境が確保できるように努める。

(6) 保育料の適正化

本市においては、これまでも、国の保育料徴収基準額表よりも保護者負担を軽減してきたが、子育て支援をさらに充実させるため、平成21年度から市の独自施策として、保育料の第2子以降完全無料化を実施してきた。

保育料の第2子以降完全無料化については、市民から大変評価をいただいております、少子化対策において一定の効果を有していると考えられる。

○ 保育料第2子以降完全無料化

平成28年度から、国においても第2子以降無料化については拡大を図ったところであり、県においても新たな制度を創設するところであるが、所得制限や年齢要件などが設けられている。

本市の保育料第2子以降完全無料化については、それら要件がなく全ての第2子以降の児童を対象としていることから、今後も制度の継続を図る。

また、令和元年10月から、国による幼児教育・保育の無償化が始まり、さらに子育て支援が加速した。

○ 保育料の負担軽減

第1子に係る保育料については、市独自の徴収基準額表を設定し、国の基準額から軽減している状況にある。

しかし、高額所得者ほど負担が軽減されている状況があり、高額所得者に

は、所得に応じた負担をいただくことが原則であることから、保育料のあり方について検討を行い、見直しを行う。

4 おわりに

保育は子どもの発達に重大な影響を及ぼすものであり、保育園の役割は非常に大きいものである。

市では、そのような認識の下、北杜市子ども・子育て会議の答申内容を踏まえつつ、保育を巡る課題に的確に対応し、よりよい保育を提供するために策定した、第2次保育園充実プランを令和3年4月に改訂した。

プランについては、子どもの健やかな育ちを第一に考え、保護者など関係者の理解と協力を得つつ、「子どもの未来を拓くまち 北杜」を目指し、推進していく。